

ID: 1663

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	基準適合認定建築物に係る認定の取消し		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第23条		
法令番号	平成7年法律第123号		
【根拠条文】 (基準適合認定建築物に係る認定の取消し) 第23条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第2項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日